

令和2年3月10日

関係各位

比企広域市町村圏組合
管理者 森田 光一

東松山斎場指定管理者
富士建設工業株式会社

新型コロナウイルスにより亡くなられた方の火葬の取扱いについて

平素は東松山斎場の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の感染症に罹患されたご遺体の火葬の受入れにつきまして、下記のとおり対応させていただきますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 予約受付時間について

- ① 対象火葬時間に他利用者がいない時間帯とする。
- ② 当日の最終火葬時間により対応する。
- ③ 予約を受け付けた時点で、以降の予約受付を行わないものとする。
- ④ 霊安室の使用は不可とする。(後日の骨葬(お別れ会)をご案内する等)

2. 火葬の予約時の確認事項

- ① 故人の全身消毒等、火葬場搬送時の状況確認を行う。
- ② 来場者数および濃厚接触者の同行有無の確認を行う。
(濃厚接触者および体調の優れない方の来場は、ご遠慮願います)
- ③ 待合室の使用は不可とする。(車内待機や喫煙所の提供等要相談)

3. 斎場業務について

- ① 受入れ実施前に手指のアルコール消毒を実施する。
- ② 受入れはマスク・防護用ゴーグル・手袋を着用のうえ原則1名にて対応し、お別れ等を行わないものとする。(状況により防護服を着用)
- ③ 火葬は通常通り行う。
- ④ 収骨は、基本的には葬祭業者担当者に立会いをお願いし、ご親族の立会いは不可とする。
- ⑤ 業務終了後は、使用した消耗品は、全て焼却処分とする。
- ⑥ 施設内の消毒を実施する。(出入口・通路・廊下・棺台車・収骨室等)